

# 長野県林業大学校インターンシップ研修実施要領

## 1 趣 旨

本要領におけるインターンシップ研修とは、本校の定める教育課程により、学生が企業等において実習及び研修的な就業体験を行うことをいう。

本要領は、インターンシップ研修を実施するにあたり、必要な取扱い事項等について定める。

## 2 目 的

インターンシップ研修は、本県の森林・林業の担い手として相応しい人材の育成するため、学校での講義実習を踏まえ、卒業後必要とされる、より実践的な能力の育成と実社会への適応力向上を図るとともに、就職活動そのものとしての有効性に着目して実施する。

## 3 研修の時期、期間

- (1) 1学年次には1回以上行うことを原則とし、長期休暇中等に行い原則5日以内とするが、必要によりこれを上回ることも可とする。
- (2) 2学年次には原則として本学教育課程の実施日に行い、原則3週間以内とするが、更に、長期休暇中等に行うことも可とする。

## 4 派遣対象とする企業等

- (1) 学生が自ら研修を希望し、相手側が受け入れを認める企業等。
- (2) 学校が研修にふさわしいと判断する企業等。

## 5 研修方法等

- (1) 4- (1) にあつては、学生が主体となって企業を開拓し、相手方と内容等について調整する。
- (2) 4- (2) にあつては、学校が選定する。
- (3) 研修を希望する学生は別に定める計画書を提出し、学校の承認を受ける。
- (4) 学校長は(3)の計画書により相手企業に対し受け入れについて依頼する。

## 6 研修に係る費用負担

- (1) 研修に必要な経費の一切は、学生個人の負担とする。
- (2) 学生は原則として賃金、各種手当、食費及び宿泊費等の金銭給付を求めないものとする。

## 7 実習中の事故等に伴う災害補償

- (1) 学生は原則として、インターンシップ等賠償責任保険、その他傷害保険に加入しなければならない。
- (2) 実習生が実習期間中、傷害を負った場合は、実習生が加入する保険により補償する。
- (3) 実習生が第三者に損害を与えた場合は、法令に従って処理し、保険により補償する。
- (4) 上記(1)に基づく保険の加入手続きは学校が行うものとする。
- (5) 実習生の懲戒、賠償等に関する最終的な責任は学校等で負うものとする。

## 8 報告書等の提出

学生は派遣の終了した日から10日以内に報告書を学校に提出するものとする。

## 9 施行月日

この要領は、平成19年10月11日から施行する。

附則

この要領は、平成22年3月16日から施行する。

附則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。